

令和7年度 特別支援教育就学奨励費について(お知らせ)

羽曳野市では、特別支援教育にかかるお子様の保護者に対して、経済的負担を軽減するとともに特別支援教育の普及奨励を図るため、学用品費などの一部を援助する特別支援教育就学奨励費制度を行っています。

- ※ 就学援助制度と本制度の両方の制度を申請された方で、就学援助制度を認定になった場合、本制度より支給額の多い就学援助の受給が優先されます。(両制度を受給することは出来ません。)
- ※ 本制度は学校諸経費の免除制度ではありません。認定受給されても、学校諸経費の支払いは必要です。
- ※ 本奨励費の受給には毎年度の申請が必要です。また、学校毎に申請が必要です。**

1. 受給資格 以下の項目すべてに該当している方^{※1}

- ① 羽曳野市に在住し、羽曳野市立小・中・義務教育学校に通学するお子様の保護者の方で、
- ・ お子様特別支援学級に在籍する方 または、
 - ・ お子様学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する方。(p4に詳細記載)
- ② 世帯全員^{※2}の前年中の総所得^{※3}が、国の定める一般生活認定基準(生活保護基準)の2.5倍未満の方。(生活保護基準は平成24年12月末現在の基準で算定)(p4に目安記載)

※1) ただし、生活保護受給者 および 就学援助制度を申請し認定となった方 は支給対象外です。

※2) 単身赴任等遠隔地在住の方、扶養関係にある非同居の方の所得も、同一生計であれば総所得に含みます。

※3) 審査には令和6年分の所得申告が必要です。未申告の場合、審査保留になる場合があります。

2. 申請期限 ・ 申請先

受給希望の方は、**令和7年5月30日(金)**^{※4}までに必要書類を**各学校へ**^{※5}提出してください。

(学校での在籍確認が必要なため、郵送受付・市役所受付はできません)

※4) 6月以降、令和8年2月27日(金)まで申請できますが、支給限度額が減額されます。

※5) 小中学校にそれぞれ対象のお子様がいる場合は、学校毎に申請が必要です。

3. 申請書類 次の書類を提出してください。(申請書等は学校からお受け取りください。)

対象者	提出書類
全員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度 特別支援教育就学奨励費支給申請書(様式第1号) ・ 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額及び需要額調書(様式第2号)^{※6}
右記該当者のみ	<p>< 令和7年1月1日に他市在住だった方 及び 同居でない同一生計世帯員 全員 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度 所得証明書(令和6年中の所得)^{※7}(令和7年1月1日時点の住所地で発行)

※6) 受給資格審査のため、市民税課税情報・生活保護受給状況等の個人情報収集させていただきます。

※7) 発行地が遠方等で提出が困難な場合、マイナンバー利用による税情報取得の同意書(様式第3号)の提出でも審査可能です。ただし同意書の提出先は市教育委員会となります。詳しくはお問い合わせください。

4. 認否決定通知 ・ 支給先

結果通知	7月中旬頃 ^{※8} （全員に郵送で通知します。事前の問合わせにはお答えできません。）
支給時期	各学期末頃（7月・12月・3月の各下旬頃）（予定）
支給先	申請書記載の金融機関口座振込 ^{※9} または 学校長経由の支給

※8）保留となった方は、令和8年2月末日までに認定にならなければ、今年度の受給はできません。

※9）口座振込希望であっても、学校諸経費が未納の場合、学校長経由の支給に変更される場合があります。

5. 支給項目・年間支給限度額

下記表の支給項目のうち、経費報告のあった実額の半額を、限度額の範囲内で支給。

支給項目	年間支給限度額		経費報告者
	小・義務教育学校（前期）	中・義務教育学校（後期）	
① 新入学児童・生徒学用品等購入費	※10 28,530円	31,500円	なし
② 学用品・通学用品等購入費	5,820円	11,370円	
③ 学校給食費	※11 22,500円	※12 16,500円	
④ 校外活動費（宿泊を伴わないもの） 例）遠足・芸術鑑賞・社会見学	800円	1,155円	
⑤ 校外活動費（宿泊を伴うもの） 例）林間学校・スキー合宿	限度額範囲内の実費の半額 限度額 1,845円	限度額範囲内の実費の半額 限度額 3,105円	学校
⑥ 修学旅行費	限度額範囲内の実費の半額 限度額 10,790円	限度額範囲内の実費の半額 限度額 28,860円	
⑦ 体育実技用具費 例）柔道着等（レンタル料含む。）		限度額範囲内の実費の半額 限度額 3,825円	

※10）5月末までに申請された方のうち、1年生・7年生のお子様のみが対象

※11）給食費の無償化などで保護者負担額が減った場合、支給額も減額されます。（完全無償化の場合0円）

※12）中学校給食全員喫食が9月から始まりますので保護者負担の半額×所定日で計算しております。

6. 一年間の予定

4月	5月	7月		~	12月		~	2月	3月
● （お知らせ配布）	● （一斉申請受付）	● （審査結果通知）	● （奨励費支給）		● （審査結果通知）	● （奨励費支給）		（年度受付終了）	● （奨励費支給）

各支給項目の支給額決定は、各学期末分の支給額決定日（概ね各学期末の一月前）までに受け付けた各経費報告（学校報告）に基づき算定します。（新入学用品費）

7. 就学援助 と 特別支援教育就学奨励費 の大まかな違いについて

比較対象	就学援助	特別支援教育就学奨励費
支給対象 児童・生徒	羽曳野市立学校在籍者全員	支援学級在籍者 令第22条の3該当者 (通常学級在籍者)
認定基準 (世帯総所得)	平成24年12月末時点の生活保護基準の 1.05倍以下	平成24年12月末時点の生活保護基準の 2.5倍未満 、保険料控除あり
支給額		支給限度額は 就学援助のおよそ半額
医療費等 の援助	医療費(医療券) スポーツ振興センター共済掛金	なし
新入学用品費 早期支給	制度あり	制度なし

就学援助の方が支給額が多いため、受給できる可能性がある方は、就学援助を申請されることをお勧めします。

※ただし、就学援助を受給認定となった場合でも、年度途中で世帯構成が変わる等により受給資格を失った際は、就学援助の支給が停止されます。その場合の奨励費の申請は、年度途中でも可能です。

特に下記④の児童扶養手当について、以下にあてはまった場合はご注意ください。

- ・年度途中の婚姻その他の理由により、資格喪失された場合
- ・8月の現況届により令和6年中の所得が反映されて、11月支給分から全部支給停止となった場合

・下記の⑥に該当されると思われる方

世帯員の人数・年齢等により認定基準額が変わります。そのため、昨年度の就学援助を受給認定となっても、今年度は不認定になる場合もあるため、ご注意ください。

【参考】就学援助の受給資格（詳しくは【就学援助制度についてのお知らせ】又は【市のHP】をご覧ください。）

①	生活保護又は中国残留邦人等の支援給付を受けている方、若しくは支援給付を停止又は廃止された方 ※生活保護を受けている場合の就学援助の支給項目は、修学旅行費(と医療費)のみとなります。
②	個人事業税を減免された方(地方税法第72条の62に基づくもの)
③	世帯の20～60歳の方(年金納付義務者)全員が国民年金の保険料を免除(一部免除を含む)された方
④	児童扶養手当の支給を受けている方(全部支給停止の方はのぞく) ※『児童扶養手当』は、主にひとり親家庭が対象の制度で、『児童手当』『特別児童扶養手当』とは別の制度です。
⑤	世帯全員の市民税が非課税の方又は減免された方(地方税法第323条に基づくもの)
⑥	世帯全員の前年中の総所得が、国の定める一般生活費認定基準額(平成24年12月末日現在の生活保護基準)の1.05倍の範囲以下の方(就学援助費認定基準額以下の方)
⑦	在籍する学校長から副申書の提出があり、羽曳野市教育委員会が特に就学援助が必要と認めた方

8. 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度について

(参考) 下記の表に規定される障害の程度は、特別支援学校に入学可能な障害の程度となっています。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

※ 学校教育法施行規則第140条に規定される障害の程度の場合(言語障害者・自閉症者・情緒障害者・学習障害者(LD)・注意欠陥多動性障害者(ADHD)など・条文より)は上記の『障害の程度』に該当しません。

※ 通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当することを理由に申請する場合、その障害の程度を証する『医師の診断書』で確認します。

なお、診察料や診断書にかかる費用は保護者の実費負担となります。『障害の程度』に該当するかは医師の判断により決定されますので、その判断については医療機関にお問い合わせください。

9. 特別支援教育就学奨励費の認定基準額の目安

世帯構成の例	認定基準額(総所得目安)
2人世帯 母(36歳)子(中1) ※児童扶養手当を受給していないひとり親家庭	約420万円
3人世帯 父(40歳)母(36歳)子(中1)	約545万円
4人世帯 父(40歳)母(36歳)子(中1)子(小3)	約670万円
5人世帯 父(40歳)母(36歳)子(中1)子(小3)子(5歳)	約745万円
6人世帯 父(40歳)母(36歳)子(中1)子(小3)子(5歳)祖母(65歳)	約850万円

※認定基準額は、世帯構成、年齢などにより各家庭によって異なります。上の表はあくまで目安となります。各家庭の状況によっては、上記の金額未満の総所得であっても、不認定となる場合があります。保険料の控除額によっては、上記の金額以上の総所得であっても、認定となる場合があります。

□問い合わせ先 □ 羽曳野市教育委員会学校教育課(市役所別館3階) 直通: 072-947-3907